

九月定例会ではこんなことが決まりました

九月定例会では、十六件の議案審議を行い、これら全てが原案のとおり可決されました。主なものを紹介します。

平成二十三年度津山市一般会計補正予算(第一次)を可決

「平成二十三年度津山市一般会計補正予算(第一次)」では、東日本大震災復興支援経費、児童扶養手当費、総合斎場施設整備費、津山圏域クリーンセンター周辺環境整備事業費、地域材利用新築住宅助成補助金、美作の国建国一三〇〇年記念事業運営推進事業費、道路維持管理・新設改良事業費、津山駅前周辺整備計画策定経費、アイススケート場管理運営費、災害復旧費など約七億三千万円が提案され、可決されました。

暴力団排除条例を全員一致で可決

「津山市暴力団排除条例」は、岡山県暴力団排除条例が四月から施行されたことを受けて、津山市でも暴力団の排除に関する基本理念や市民等の責務、役割などを定めるために提案されました。議員からは「真に実効性のある条例に向けて」の要望や「行政の責任で、市民が安心・安全に生活のできるまちづくりを進めるべき」などの意見が出され、可決されました。

津山市暴力団排除条例とは

(目的) ↓この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、

暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

9月定例会に提案された議案の付託委員会と審査結果一覧表

事件番号	件名	審査結果	摘要
議案第7号	平成23年度津山市一般会計補正予算(第1次)については、総務文教委員会、厚生委員会、産業委員会、建設水道委員会の各常任委員会で審査し、結果については、それぞれ全員一致で原案可決されました。		
総務文教委員会の付託案件と審査結果			
議案第11号	津山市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	原案可決	賛成多数
議案第14号	和解及び損害賠償の額の決定について	◇	
議案第17号	工事請負契約について	◇	
厚生委員会の付託案件と審査結果			
議案第8号	平成23年度津山市国民健康保険特別会計補正予算(第1次)	原案可決	
議案第9号	平成23年度津山市介護保険特別会計補正予算(第1次)	◇	
議案第12号	津山市暴力団排除条例	◇	
議案第13号	津山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	◇	
建設水道委員会の付託案件と審査結果			
議案第10号	平成23年度津山市水道事業会計補正予算(第1次)	原案可決	
議案第15号	津山市公共下水道津山浄化センターの建設工事委託に関する協定について	◇	
議案第16号	津山市公共下水道津山浄化センターの汚泥処理設備設置工事委託に関する協定の変更について	◇	
議案第18号	市道路線の認定について	◇	
議案第19号	市道路線の変更について	◇	

(基本理念) ↓暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として市、市民等、県、

警察、関係団体その他関係行政機関の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(公共工事等における措置) ↓市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(学校等における措置) ↓市は、その措置する学校において、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。